

平成十一年総理府・大蔵省令第三十一号

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）及び金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第五十六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この府令において「金融業者」、「金融会社等」、「特定金融会社等」とは、「社債の発行等」とは、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（以下「法」という。）第二条及び第三条に規定する金融業者、金融会社等、特定金融会社等及び社債の発行等をいう。

（貸付資金の受入方法）

第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 借入金その他の何らの名義をもってするを問わず、当該金融業者以外の者が当該金融業者の貸付資金とする目的をもってする社債又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げる約束手形の発行により受け入れた金銭の受入れ
- 二 次に掲げる金銭の受入れ

イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）に規定する特定目的会社（同法第二条第四項に規定する資産流動化計画において金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二十号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権を流動化の対象としているものに限る。）に対する貸付債権（貸付債権を信託する信託の受益権を含む。以下この号において同じ。）の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特定目的会社が同法に規定する特定社債券又は特定約束手形の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの

ロ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第八条第二号イに規定する特別目的法人（同号イに規定する譲渡資産のうち金銭債権又は金銭債権を信託する信託の受益権を含むものに限る。）に対する貸付債権の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特別目的法人が同号に掲げる有価証券又は同令第八条第四号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの

（登録の申請）

第三条 法第三条の規定による金融庁長官の登録を受けようとする金融会社等は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、その金融会社等の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第四条 法第四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融会社等を代表する役員の名及び住所
- 二 令第五条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者（以下「貸付審査業務従事者」という。）二名以上の氏名
- 三 金融会社等の種類
- 四 金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の提出の有無
- 五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号
- 六 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項の許可を受けている場合には、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号

（登録申請書の添付書類）

第五条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 別紙様式第二号により作成した貸付審査業務従事者の業務経歴書
- 二 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第二項の規定による通知を受けた登録済通知書の写し
- 三 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合には、同法第八条第一項の許可証の写し
- 2 法第四条第二項に規定する登記事項証明書は、申請の前日三月以内に作成されたものでなければならない。

（登録の通知）

第六条 特定金融会社等が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）は、法第五条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三号により作成した登録済通知書により行うものとする。

（特定金融会社等登録簿の縦覧）

第七条 管轄財務局長は、その登録をした特定金融会社等に係る特定金融会社等登録簿を当該特定金融会社等の主たる営業所等の住所を管轄する財務局（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（登録の拒否の通知）

第八条 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(変更の届出)

第九条 特定金融会社等は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類(当該書類が官公署が証明する書類である場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

- 一 商号若しくは名称又は住所を変更した場合 当該変更に係る事項が記載された登記事項証明書
- 二 資本金又は出資の額を変更した場合 当該変更に係る事項が記載された登記事項証明書
- 三 特定金融会社等を代表する役員の氏名又は住所に変更があった場合 当該変更に係る事項が記載された登記事項証明書
- 四 貸付審査業務従事者に変更があった場合 新たに貸付審査業務従事者となった者の業務経歴書
- 五 金融会社等の種類に変更があった場合 当該変更に係る事項が記載された登記事項証明書
- 六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の貸金業者の登録年月日及び登録番号に変更があった場合 当該変更に係る事項が記載された登録済通知書の写し
- 七 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合において、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号に変更があった場合 当該変更に係る事項が記載された許可証の写し

2 管轄財務局長は、前項の規定による届出があった場合(法第四条第一項第一号に規定する住所の変更の届出であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定金融会社等の主たる営業所等の住所を変更するもの届出があつた場合を除く。)は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に登録するものとする。

3 管轄財務局長は、前項の登録をしたときは、別紙様式第六号により作成した登録変更済通知書により、その旨を当該届出者に通知するものとする。

(登録の移管)

第十条 管轄財務局長は、前条第一項の規定による届出があつた場合(法第四条第一項第一号に規定する住所の変更の届出であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定金融会社等の主たる営業所等の住所を変更するもの届出があつた場合に限る。)は、当該届出書及び特定金融会社等登録簿のうち当該特定金融会社等に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の営業所等の住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。)に送付するものとする。

2 前項の規定による送付を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に登録するものとする。

3 財務局長は、前項の登録をしたときは、前条第三項の登録変更済通知書により、その旨を当該届出者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第十一条 法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第七号により作成した廃止等届出書に、第六条の登録済通知書及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 特定金融会社等が合併により消滅した場合 当該特定金融会社等が解散したことが記載された登記事項証明書及び合併契約書の写し

二 特定金融会社等が破産手続開始の決定により解散した場合 裁判所が当該届出をしようとする者を破産管財人として選任したことを証する書面の写し

三 特定金融会社等が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人に係る登記事項証明書

四 前三号以外の理由により特定金融会社等が法第二条第二項に規定する金融会社等に該当しないこととなつた場合 該当しないこととなつたことを証明する書類

(公告の方法)

第十二条 法第十一条第二項の規定による所在不明者の公告及び法第十三条の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。

(經由官庁)

第十三条 特定金融会社等(法第三条の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者を含む。以下この条及び第十五条において同じ。)が法第四条第一項の登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。)を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定金融会社等の主たる営業所等の住所を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定金融会社等は、当該申請書等を当該財務事務所又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(標準処理期間)

第十四条 財務局長又は福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請を受理した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

この命令は、法の施行の日から施行する。

附則(平成二十二年六月二十六日総理府令第六五号) 抄

1 この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則(平成二十二年一月一〇日総理府令第一一六号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令(平成十二年政令第三百三三号)第九十三条の規定による改正前の企業会計審議会により公表された基準は、同条の規定による改正後の企業会計審議会により公表された基準とみなして、この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三条第三項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第

二項、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項の規定を適用する。

附則（平成二十二年二月一七日総理府令第一三七号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。ただし、第三十条から第三十五条までの規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第二十八条の規定による改正後の金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則第二条第二号イの規定の適用については、旧特定目的会社及び旧特定目的会社に係る資産流動化計画は、新特定目的会社及び新特定目的会社に係る資産流動化計画とみなす。

附則（平成十六年二月二十八日内閣府令第一〇九号）抄

1 この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成十七年二月二十八日内閣府令第一三三号）

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附則（平成十七年四月二十八日内閣府令第六七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年四月二十六日内閣府令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成十九年八月二十五日内閣府令第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十九年二月七日内閣府令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成十八年三月一日内閣府令第九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月三〇日内閣府令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成十九年三月二三日内閣府令第六号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月二四日内閣府令第一四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月六日内閣府令第四号）

この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日内閣府令第七五号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条中保険業法施行規則第二百四十四条第一項に一号を加える改正規定、同令別紙様式第十七号登録申請書（生命保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号の二の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十八号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十九号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の二の改正規定（

「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ年度）」の次の記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の三の改正規定（

「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ年度）」の次の記載上の注意に係る部分に限る。）、令和三年四月一日

- 二 第三十七条中金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五十一条及び第二百九十一条の改正規定、同令別紙様式第二十二号注意事項の改正規定（「4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。」に係る部分に限る。）並びに同令別紙様式第二十三号注意事項の改正規定（「2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「外務員氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。」に係る部分に限る。） 令和三年七月一日
- 附 則（令和三年六月三〇日内閣府令第四四号） 抄
- この府令は、公布の日から施行する。

別紙様式第1号(第3条関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)
年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 (郵便番号)
住 所
電話番号 ()
商号又は名称
代表者の氏名

登 録 申 請 書

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第3条の規定により、特定金融会社等の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号（第3条関係）

（日本産業規格A4）
（第2面）

※ 登録番号	財務（支）局長 第 号（ 年 月 日）
(ふりがな) 1. 商号又は 名 称	
2. 申請者の住所	(郵便番号) 電話番号 () -
3. 資本金又は 出資の額	百万円
4. 金融会社等を代表する役員の氏名及び住所	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)

（記載上の注意）

1. 「※ 登録番号」は、記載しないこと。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「申請者の住所」は、登記簿上の本店又は主たる事務所の住所を記載すること。
4. 「氏名」は、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときは、括弧書で併記することができる。
5. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「商号又は名称」又は「氏名」欄に括弧書で併記することができる。

別紙様式第2号（第5条第1項第1号関係）

（日本産業規格A4）

貸付審査業務従事者の業務経歴書

(ふりがな) 氏名			
現住所		(郵便番号)	
		電話番号 () -	
役職名		生年月日	年 月 日生(満 歳)
業 務 経 歴	期 間	貸付審査業務の内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日 氏名			

(記載上の注意)

- 「業務経歴」は、金銭の貸付に係る審査の業務に従事した提出日までのすべての期間（他社での貸付審査業務を含む。）について記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第3号(第6条関係)

(日本産業規格A4)
文書番号
年 月 日(商号又は名称)
(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長

登 録 済 通 知 書

年 月 日付で申請のあった特定金融会社等の登録については、下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号 財務(支)局長 第 号

登録年月日 年 月 日

別紙様式第4号(第8条関係)

(日本産業規格A4)
文書番号
年 月 日(商号又は名称)
(代表者の氏名)

殿

財務(支)局長

登 録 拒 否 通 知 書

年 月 日付で申請のあった特定金融会社等の登録については、下記の理由により拒否したので通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第6条第1項第 号該当)

別紙様式第5号 (第9条第1項関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)
年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号)
住 所
電話番号 ()
商号又は名称
代表者の氏名

変 更 届 出 書

下記の事項について変更しましたので、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条第1項の規定により、届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

(記載上の注意)

1. 法第4条第1項の登録申請書又は法第7条第1項の規定による届出書に氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「変更に係る事項」は、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載する

こと。

なお、第1面に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、第1面の次に添付すること。

3. 第2面以降は、届出をする特定金融会社等に係る特定金融会社等登録簿の当該変更に係る事項を記載した頁に換えるべきものとして作成すること。
-

別紙様式第6号（第9条第3項、第10条第3項関係）

（日本産業規格A4）
文 書 番 号
年 月 日

（商号又は名称）
（代表者の氏名） 殿

財務（支）局長

登 録 変 更 済 通 知 書

年 月 日付で届出のあった事項の変更については、年 月 日付で
特定金融会社等登録簿に変更登録したので通知します。

別紙様式第7号(第11条関係)

(日本産業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 (郵便番号)
住 所
電話番号 ()
氏 名

廃 止 等 届 出 書

下記の事由に該当することとなりましたので、貸付業務のための社債の発行等に関する法律第8条第1項の規定により、届け出ます。

記

廃止等をした特定金融会社等の商号又は名称
登 録 番 号
該当事由発生年月日
該 当 事 由
届出者と特定金融会社等との関係

(記載上の注意)

1. 令第6条第1号、第4号又は第5号の規定により届け出る場合、法第4条第1項の登録申請書又は法第7条第1項の規定による届出書に氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を併せて記載された者については、これらの書類に記載された当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 令第6条第2号又は第3号の規定により届け出る場合、届出者の「氏名」欄には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。
3. 「該当事由」は、令第6条各号に規定する事項のうち、該当する事由の号の番号を記載すること。
なお、同条第5号に該当する場合は、その理由を併せて記載すること。